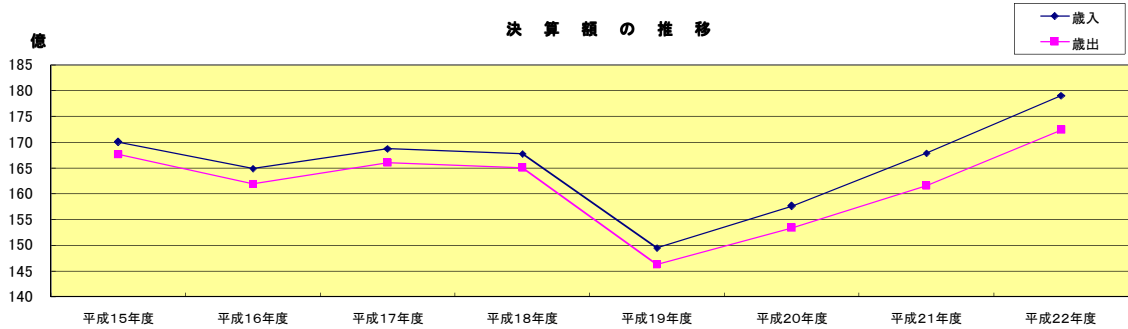


■平成22年度歳入歳出決算額(普通会計)について

普通会計とは：各地方公共団体ごとに会計の範囲が異なるので、財政比較するために、地方財政会計上統一的に用いられる会計で、西都市ではおおむね一般会計と市営住宅特別会計を加えた内容となっています。

決算額の推移

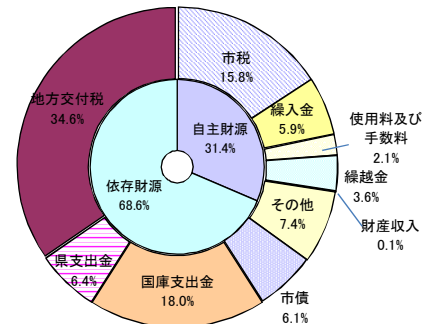
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳入決算額	169億9,990万円	164億8,865万円	168億6,863万円	167億7,085万円	149億4,658万円	157億5,620万円	167億8,651万円	179億353万円
歳出決算額	167億6,083万円	161億8,589万円	165億9,937万円	165億221万円	146億2,547万円	153億3,772万円	161億4,969万円	172億3,897万円



歳入の構成

	平成22年度決算額	構成比	前年度比	平成21年度決算額
市税	28億3,007万円	15.8%	△ 0.2%	28億3,438万円
地方交付税	62億131万円	34.6%	8.7%	57億267万円
使用料及び手数料	3億8,026万円	2.1%	△ 2.5%	3億8,991万円
国庫支出金	32億2,426万円	18.0%	5.9%	30億4,586万円
県支出金	11億3,843万円	6.4%	5.3%	10億8,152万円
財産収入	2,509万円	0.1%	△ 46.1%	4,652万円
繰入金	10億6,348万円	5.9%	△ 14.8%	12億4,883万円
繰越金	6億3,682万円	3.6%	52.2%	4億1,848万円
市債	10億8,692万円	6.1%	69.9%	6億3,990万円
その他	13億1,689万円	7.4%	△ 4.5%	13億7,844万円
計	179億353万円	100.0%	6.7%	167億8,651万円

歳入の構成比

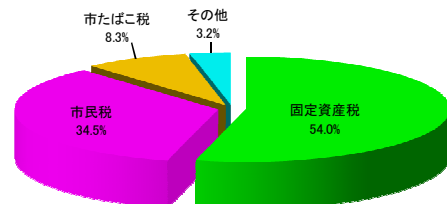


決算額の構成割合は、地方交付税が最も多く、次いで国庫支出金、市税、県支出金、市債の順になっています。また、前年度と比較すると地方交付税、国庫支出金、市債等が増加し、財産収入、繰入金等が減少しているのが特徴です。

市税の内訳

	平成22年度決算額	構成比	前年度比	平成21年度決算額
固定資産税	15億2,782万円	54.0%	2.9%	14億4,481万円
市民税	9億7,507万円	34.5%	△ 5.1%	10億2,743万円
市たばこ税	2億3,499万円	8.3%	1.7%	2億3,101万円
その他	9,219万円	3.2%	1.2%	9,113万円
計	28億3,007万円	100.0%	△ 0.2%	28億3,438万円

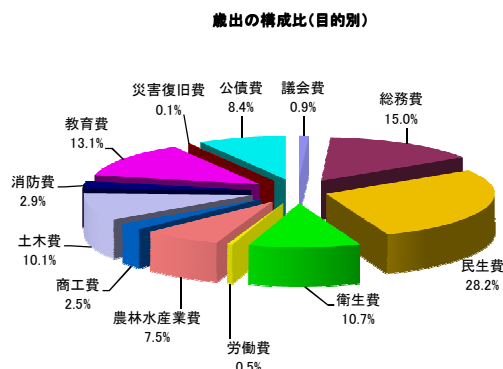
市税の内訳



市税の構成割合は、固定資産税が最も高く、次いで市民税、市たばこ税の順になっています。

歳出の構成比(目的別)

	平成22年度決算額	構成比	前年度比	平成21年度決算額
議会費	1億5,860万円	0.9%	△ 5.0%	1億6,689万円
総務費	25億9,221万円	15.0%	△ 11.1%	29億1,540万円
民生費	48億5,894万円	28.2%	10.5%	43億9,887万円
衛生費	18億4,370万円	10.7%	1.9%	18億9,499万円
労働費	8,112万円	0.5%	49.0%	5,445万円
農林水産業費	12億9,113万円	7.5%	36.6%	9億4,508万円
商工費	4億2,945万円	2.5%	△ 0.6%	4億3,197万円
土木費	17億4,865万円	10.1%	2.3%	17億889万円
消防費	5億462万円	2.9%	1.1%	4億9,889万円
教育費	22億6,002万円	13.1%	55.4%	14億5,458万円
災害復旧費	1,909万円	0.1%	584.2%	279万円
公債費	14億5,144万円	8.4%	△ 17.6%	17億6,239万円
計	172億3,897万円	100.0%	6.7%	161億4,969万円



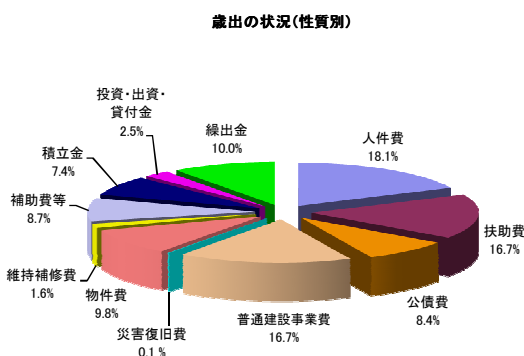
目的別では、民生費が最も高く、次いで総務費、教育費、衛生費、土木費の順となっています。

前年度との比較でみると、災害復旧費、次いで、妻中学校改修事業等による教育費、緊急雇用創出事業等による労働費の増加率が大きくなりました。

逆に、減少率では、定時償還のみとなった公債費、定額給付金事業がなくなった総務費があげられます。

歳出の構成比(性質別)

	平成22年度決算額	構成比	前年度比	平成21年度決算額
義務的経費	74億5,312万円	43.2%	3.0%	72億3,515万円
人件費	31億2,275万円	18.1%	2.3%	30億5,118万円
扶助費	28億7,893万円	16.7%	18.9%	24億2,158万円
公債費	14億5,144万円	8.4%	△ 17.6%	17億6,239万円
投資的経費	28億9,972万円	16.8%	33.4%	21億7,361万円
普通建設事業費	28億8,063万円	16.7%	32.7%	21億7,082万円
災害復旧費	1,909万円	0.1%	584.2%	279万円
その他の諸費	68億8,613万円	40.0%	2.2%	67億4,093万円
物件費	16億9,013万円	9.8%	9.9%	15億3,720万円
維持補修費	2億8,013万円	1.6%	21.6%	2億3,044万円
補助費等	14億9,080万円	8.7%	△ 8.2%	16億2,478万円
積立金	12億7,252万円	7.4%	4.6%	12億1,610万円
投資・出資・貸付金	4億2,778万円	2.5%	△ 2.0%	4億3,671万円
繰出金	17億2,477万円	10.0%	1.7%	16億9,570万円
計	172億3,897万円	100.0%	6.7%	161億4,969万円



性質別分類には、「義務的経費」として、人件費・扶助費・公債費、「投資的経費」として、普通建設事業費・災害復旧費、これ以外の「その他の諸費」があります。

「義務的経費」は、公債費が17.6%の減となったものの、退職者数の増等による人件費、子ども手当の創設や障害者自立支援費の増による扶助費が、それぞれ2.3%、18.9%増加したため、全体で3.0%の増となりました。

「投資的経費」は、大型事業の妻中学校改修事業がほぼ完了したことにより普通建設事業費全体で32.7%の増となり、投資的経費全体でも33.4%の増となりました。

「その他の諸費」は、維持補修費、物件費等の増により、全体で2.2%の増となりました。

各指数及び収支状況

(単位:千円, %)

	平成22年度	平成21年度	前年度比
財政力指数	0.354	0.365	△ 0.011
標準財政規模	9,015,900	8,625,575	4.5%
基準財政収入額	2,551,501	2,670,096	△4.4%
基準財政需要額	7,676,988	7,439,547	3.2%
経常一般財源収入額	8,607,839	8,248,979	4.4%
実質収支比率	5.6	4.2	1.4
経常一般財源比率	95.5	95.6	△ 0.1
経常収支比率	87.8	91.7	△ 3.9
公債費比率	9.7	11.4	△ 1.7
実質公債費比率	12.7	14.9	△ 2.2
起債制限比率	8.0	9.7	△ 1.7

■財政力指数

地方公共団体の財政力(体力)を判断する指数で、地方交付税法の規定により算定された基準財政需要額で基準財政収入額を除いて得た数値の過去3年間の平均をいい、一般的に「1」に近いほど、さらに「1」を超えるほど財政力が強いとされており、平成22年度は0.354で前年度を0.011ポイント下回っています。

「1」を超える地方公共団体は普通交付税の不交付団体となります。

基準財政需要額……地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、また施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

基準財政収入額……各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法によって算定した額です。

■経常一般財源比率

経常一般財源の標準財政規模に対する割合で、一般的に「100」を超える割合が高いほど経常一般財源に余裕があり歳入構造に弾力があるとされており、平成22年度は、95.5%で前年度を0.1ポイント下回っています。

標準財政規模……地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の規模を示すものです。

■経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する最も一般的な指標で、歳出の経常的経費に割り当てられた一般財源等が歳入の経常一般財源等に占める割合で、70～80%が標準的とされ、比率が低いほど財政構造に弾力性があるとされています。平成22年度は、87.8%で前年度と比較すると3.9ポイント下回っています。

■公債費比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、一般財源のうち、公債費に割り当てられた額の、標準財政規模に対する割合です。

平成22年度は、9.7%となり、前年度を1.7ポイント下回っています。財政運営上10%を超えないことが望ましいとされています。

■実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が許可制から協議制に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものです。従来の起債制限比率に反映されていなかった下水道、農業集落排水事業などの公営企業の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債類似経費を算入しています。18%以上で地方債発行に国の許可が必要となり、25%以上になると一般事業等の起債が制限されます。平成22年度は12.7%で前年度を2.2ポイント下回りました。

■起債制限比率

地方債(市債)の発行を制限するための指標で、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するもので、20%を超えると一部の市債発行について制限されます。

平成22年度は、8.0%で前年度を1.7ポイント下回りました。